

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況(平成22年度)

法 人 名	企業年金連合会	根拠法令名	厚生年金保険法	(平成14年4月1日 民間法人化)															
1. 法人の概要	業 務 の 概 要																		
<p>(1) 中途脱退者および解散基金加入員に対する老齢年金給付および一時金たる給付の支給 (2) 解散基金加入員に支給する老齢年金給付につき一定額を確保するための支払保証事業 (3) 企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業 (4) 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの ① 会員の行う事業についての助言および連絡 ② 会員に関する教育、情報の提供および相談 ③ 会員の行う事業および年金制度に関する調査および研究 ④ その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業 (5) 国が代行返上基金から徴収する責任準備金に相当する額の算定に関する事務および老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務</p>																			
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>役・職員数</th><th>理事長等</th><th>理 事</th><th>監 事</th><th>職 員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 勤</td><td>1人</td><td>4人</td><td>人</td><td>157人</td></tr> <tr> <td>非常勤</td><td>人</td><td>11人</td><td>2人</td><td>人</td></tr> </tbody> </table>					役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員	常 勤	1人	4人	人	157人	非常勤	人	11人	2人	人
役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員															
常 勤	1人	4人	人	157人															
非常勤	人	11人	2人	人															
2. 事業	平成22年度	平成21年度	21年度比 又は 21年度差 (A/B,A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)															
(1) 運営費、補助金等	(A)	(B)																	
総収入額	81.9億円	74.1億円	1.11	① 補助事業の段階的廃止 平成14年度からは、「整理合理化計画」に基づき、厚生年金の代行部分の支給に係るもの、すなわち、行政代行業務に対する補助に限定したことから、国からの補助には依存していない。															
補助金等収入額 (①)	1.8億円	4.6億円	0.39	② 自主事業による自己収入の拡大等															
事業による自己収入額 (②)	80.1億円	69.5億円	1.15	③ その他															
①/②×100 (%)	2.2%	6.6%	—																
経常的運営費用 (③)	82.7億円	74.8億円	1.11																
①/③×100 (%)	2.2%	6.1%	—																
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)																	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) (理由)																	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由)																	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要のは正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)																	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)																	
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)																	
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)																	
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有・無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有・無															
	名 称 (法令等に基づく検定等には※)	対価の額	算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)																
		円	(決定者) (決定方法)																
	対価を徴収する事務・事業の区分 経理の有無	有・無	収支状況のインターネットでの公表	有・無															
	対価を伴う自主事業の有無	有・無	法人における純利益額	円															
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法															
	(該当せず)																		
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有・無	法人の外注金額	円															
	外注しなければならない理由																		
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) (内容)																	
(7) 事務・事業の公正性の担保	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)	(有・無) (内容)	厚生年金保険法第158条第6項において準用された第121条により、基金の役職員については、公務に従事する職員とみなされており、事務・事業の公平性を担保している。																

	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）			
	有 (会員である厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の理事長及び代表者において互選された評議員により評議員会を組織している)			
(4)評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容	
	法人外部の者を含めた第三者的性格の機関は設置されていないが、連合会においては議決機関である評議員会が業務実績評価の役割を果たしている。		(有・無) (内 容)	
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有・無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100)	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由			
	評議員選任規程の有無	有・無	左の規程がない場合、その理由	
	評議員定数		上限と下限の幅がある場合はその幅	
	評議員任期		2年以外の任期としている場合、その年数、理由	
	在任年齢に関する規定の有無	有・無	規定の内容	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由 (比率) (理由)			
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件
	有・無			
4. 財務及び会計	企業会計原則の適用の有無		有・無	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名
	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法		(余裕金の額) 1.2億円 (運用方法) 厚生年金基金令第54条第1項において準用された第40条の規定に基づく運用	
	長期借入金の有無		有・無	長期借入金の返済計画の有無
	長期借入金の確実な返済計画の内容			
	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）	
	10.7億円		(有無) 有 (理由)	
	収支決算額	7,573億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由			
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無		有・無	公益法人、株式会社等への出資の有無
	(1)基金拠出又は出資		有・無	
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無		財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	
	事業報告書への記載内容(未記載の場合その理由)		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称			
	所在地			
	資本金			
	事業内容			
	役員の状況			
	従業員数			
	持ち株比率			
	法人との関係			

6. 情報公開		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
(1) 法人における業務及び財務等に関する公表	定款	有・無	有・無	有・無	
	役員名簿	有・無	有・無	有・無	
	組合員等名簿	有・無	有・無	有・無	
	事業報告書・附属説明書類	有・無	有・無	有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有・無	有・無	有・無	
	貸借対照表	有・無	有・無	有・無	
	法律上作成が義務付けられる財産目録及び決算報告書	有・無	有・無	有・無	
	監事の意見書	有・無	有・無	有・無	
	事業計画書	有・無	有・無	有・無	
	収支予算書	有・無	有・無	有・無	
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有・無		有・無	
	役員名簿	有・無		有・無	
	組合員等名簿	有・無		有・無	
	事業報告書・附属説明書類	有・無		有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有・無		有・無	
	貸借対照表	有・無		有・無	
	法律上作成が義務付けられる財産目録及び決算報告書	有・無		有・無	
	監事の意見書	有・無		有・無	
	事業計画書	有・無		有・無	
	収支予算書	有・無		有・無	
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
	名称	有・無		有・無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有・無		有・無	
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	主たる事務所の所在地及び電話番号	有・無		有・無	
	設立年月日	有・無		有・無	
	代表者の職名及び氏名	有・無		有・無	
	主な目的及び事業	有・無		有・無	
	最新の業務及び財務等に関する資料	有・無			
(4) 退職公務員等の状況の公表	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有・無			
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	有・無			
	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	有・無			
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
	役職、氏名、任期、略歴				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無	有・無			
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	

7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその主な内容									
(1)指導監督の実績等	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有・無										
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	有・無	指導監督の実績及びその内容									
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	有・無										
(2)所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有・無	無い場合、その理由	現時点においては適正に行われており見直しの必要がない								
	当該見直し結果の公表の有無	有・無	無い場合、その理由									
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有・無	無い場合、その理由									
政策評果を活用しつつ、3～5年を目途に定期的に、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	有・無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	有・無	所要の措置の結果の公表の有無	有・無						
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	有・無		有・無								
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	有・無		有・無								
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	有・無		有・無								
	その他	有・無		有・無								
主務大臣として、指導監督上留意している事項（国会、マスコミ等での指摘事項）												